

障がいの有無にかかわらず

市民誰もが支え合い共生する社会へ

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、取り巻く環境を改善・整備し、障がい者に対する理解を深め、障がいのある人が自立し社会参加できる社会を目指しています。

「障がい者基本計画」を見直し

市では、「第2次野田市障がい者基本計画」の中間見直しを、国や県の制度、障がいに対する考え方など、障がい者を取り巻く環境の変化に対応するために、新たに「第2次障がい者基本計画（改訂版）」を策定しました。

基本理念は引き続き「障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格、個性を尊重し支え合う共生社会の構築」としています。

3つの基本目標をもとにさまざまな施策に取り組んでいきます。

基本目標

●障がい者に対する理解の推進と共生社会づくり

障がい者の自立を支援

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な福祉サービスを実施するための計画が、「障がい福祉計画」です。この計画では障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業において、達成すべき数値目標やサービスの量の確保のための方策を定めています。

新たな計画では、障がいのある人の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、障がい福祉施設の入所者の地域生活への移行、地域生活支援拠点の整備、福祉施設から一般就労への移行などを柱とした方策を定めました。

そして、障がい者の地域移行や就労支援を

進めるには、公的サービスはもちろんですが、障がい者を地域で支えることも必要です。

そのため、自立支援協議会を活用して福祉、医療、教育、労働などの関係機関のネットワークを構築し、



市役所1階の喫茶コーナーつくしんぼで自立支援